コンプライアンス

基本的な考え方

デンソーが社会から信頼・共感されるためには、各国・地域の法令順守はもちろん、社員一人ひとりが高い倫理観を持って公正・誠実に行動することが重要であると考えています。この認識のもと、社員一人ひとりの行動規範を明示した「デンソーグループ社員行動指針」を制定し、(株)デンソーおよび国内グループ会社の社員のコンプライアンス意識啓発に活用しています。海外グループ会社でも、地域統括会社が「地域版 社員行動指針」を作成し、コンプライアンスの徹底に努めています。

推進体制

デンソーは、チーフ・リスク・オフィサー兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CRO兼CCO、取締役)を委員長とする「リスクマネジメント会議」を設置し、コンプライアンスの徹底に向けた活動の方向性や活動計画などの審議・議論を行っています。

併せてグローバルでは、各地域統括会社に「コンプライアンス委員会」などの会議体や、「コンプライアンスリーダー」などの推進責任者を選任するといった、コンプライアンスを推進するグローバル体制を構築し、各地域特性を考慮した組織体制の整備や啓発活動を進めています。定期的に日本・北米・南米・欧州・中国・東南アジア・インド・韓国の各地域の法務担当者間でも、情報・課題を共有してコンプライアンスの確立と維持に努めています。

具体的な取り組み

教育・啓発

デンソーは、社員一人ひとりの意識向上を目的に、社員に対する各種教育・啓発活動を継続的に実施しています。日本では階層別教育や各種コンプライアンス教育、「企業倫理月間(毎年10月)」の設定など、コンプライアンスに関する啓発活動を実施しています。日本以外の各地域でも、地域統括会社が中心となり、社員への啓発活動を実施しています。

内部通報制度

デンソーは各地域の実情に応じて、地域本社や各拠点において、業務上の法令違反行為などに関し、E-mail、電話、書面、面談などで通報、相談できる内部通報制度を設けています。

(株)デンソーでは、公益通報者保護法に則った「企業倫理ホットライン」を設置し、通常の指揮系統から独立させ、匿名通報も可能な体制で運用しています。また社員が安心して利用できるように、通報者情報の守秘義務や、通報・相談を理由とする不利益取り扱いの禁止などを明文化した企業倫理ホットライン運用ルールを社内規程として策定し、社内に周知徹底を図っています。

2024年度は、「企業倫理ホットライン」には、130件の通報・相談が寄せられ、調査・事実確認の上、適宜対処しました。

企業倫理ホットライン相談件数[(株)デンソーおよび国内グループ55社]

年度	2022	2023	2024
通報・相談件数 (うちグループ会社)	107件 (46件)	125件 (57件)	130件 (71件)

活動の点検・改善

デンソーは、コンプライアンスの浸透状況や問題の有無を点検する活動を行っており、問題があれば、トップマネジメントなどに報告し、再発防止策を実施するなどの改善策を行っています。加えて、監査部門あるいは主管部門により、毎年内部監査を実施し、その結果を改善に役立てています。

サステナビリティサーベイ【(株)デンソー】
質問:社員行動指針を実践しているか?(「はい」と回答した比率)

社員への継続的な啓発活動を実施しているものの、行動指針の実践率には大きな変化が見られていません。今後は、現場に即した具体的な事例の共有や対話型の研修などを通じて、実践の質と量の向上を図っていきます。

独占禁止法への対応

2010年2月の米国司法省による米国子会社(デンソー・インターナショナル・アメリカ)への立入調査以降、デンソーはこれを重く受け止め、従来取り組んできた独禁法順守をさらに徹底するため、「独禁法コンプライアンス委員会」を設置。チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)を委員長とする同委員会の指揮・監督のもと、厳格な独禁法順守ルールを整備し、順法教育の強化や、より精緻な順法監査を実施するなど、デンソーグループ全体で厳格な独禁法順守の再徹底に継続して取り組んでいます。

腐敗行為の防止

(1) 贈収賄防止関連法への対応

デンソーは、チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)を委員長とする「贈収賄防止コンプライアンス委員会」を設置し、同委員会の指揮・監督のもと、贈収賄防止コンプライアンス活動を進めています。

贈収賄防止の基本方針として、「贈収賄防止グローバルポリシー」を制定し、同方針に基づき社内規程をグローバルに整備し、贈収賄を防止する仕組みを運用するとともに、社員への啓発・教育を積極的に推進しています。サプライヤーに対しても、贈収賄防止を含む「サプライヤーサステナビリティガイドライン」を周知し、自己点検を促進することで、サプライヤー自身による贈収賄防止にも取り組んでいます。

(2) インサイダー取引の防止

証券市場の公正性と健全性の確保、株主・投資家の信頼確保のため、デンソーは、取締役副社長を委員長とする「内部情報委員会」およびその実務を運営する「内部情報検討会」を設置し、インサイダー取引防止の徹底に取り組んでいます。また、内部情報管理と役員・社員の自社株式などの売買時の行動基準に関する社内規程・細則を定め、「社員行動指針」にインサイダー取引の禁止を明記し、定期的にコンプライアンス教育を実施するなど、社員のインサイダー取引防止の意識浸透に努めています。

公正・透明でオープンな適正取引の順守

デンソーは、グループ全体で取引適正化および法令順守の徹底に取り組み、サプライヤー1社1社と密なコミュニケーションを重ね、コスト変動分の協議や困りごとの把握を行っています。諸物価が高騰する中、原材料費、エネルギーコストなどの不可避のコスト増加に加え、賃金水準の上昇についても、サプライチェーンで適正に価格反映を図り、産業・経済全体での正の循環を推し進めるべく活動しています。

また、サプライヤーにも内部通報制度の活用を呼びかけ、取引における順守事項を明確化した「コンプライアンス宣言」をサプライヤーと社内調達部門に配布・共有しています。さらに、サプライヤーに取引適正に関する無記名のアンケートを行い、生の声を真摯に受け止め、コンプライアンスの徹底と要望にお応えする改善を図っています。

ハラスメント防止に向けた取り組み

企業で多様性への取り組みが進む中、ハラスメントの形態も多様化しています。そのような環境変化を踏まえ、「ハラスメント行為を許さない」という強い意思のもと、あらゆるハラスメントの防止に向けて取り組みを強化しています。

(株)デンソーでは、2024年度において、10月以降毎月各職場で動画教材を活用したハラスメントに関する小集団ミーティングを実施し、ハラスメントの正しい理解促進、ハラスメントの防止に取り組んでいます。また、全社員向けに、ハラスメントに関する意識調査や、管理監督職には、ハラスメントリスクの自己点検を実施するなど、社員の意識変化を把握し、ハラスメント防止対策の立案に役立てています。

税務コンプライアンスへの対応

デンソーでは、適正な納税を通じて企業の社会的責任を果たすという考え方のもと、税務ガバナンスの統括責任者を取締役副社長・最高財務責任者(CFO)とし、税務コンプライアンス体制の構築や維持・改善、税務リスク発生時の対応および税務プランニングを行っています。また、「デンソーグループ グローバル税務方針」を制定し、各国の法令を順守して適正な納税を行うことは企業が果たすべき最も基本的かつ重要な社会的責任の一つとして捉え、社員への教育施策の推進、国際取引ルールの順守など、税務コンプライアンス向上にデンソーグループ全体で取り組んでいます。

2024年度 地域別納税額 (億円)

地域	納税額
日本	842
北米	328
欧州	46
アジア	426
その他	44
合計	1,686

今後も引き続き、社員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるための仕組みを充実・強化し、デンソーグループ全体のコンプライアンス体制のレベルアップを図っていきます。

「コンプライアンス」の詳細については、こちらをご覧ください。
https://www.denso.com/jp/ja/about-us/sustainability/governance/compliance/

「税務ガバナンス」の詳細については、こちらをご覧ください。
https://www.denso.com/jp/ja/about-us/sustainability/governance/tax-policy/